

主 文
原判決を破棄する。
被告人は無罪。

理 由

弁護人小田村元彦が陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人提出の控訴趣意書に記載のとおり（但し、六枚目裏九行目の「原判示第二事実」を「原判示第一事実」と訂正する）であるから、これを引用する。

弁護人の控訴趣意中、事実誤認について。
所論は、原判決は本件第一、第二の公訴事実につき、すべて有罪を認定しているが、被告人は本件店舗につき、Aに対抗しうる賃借権を有し、これに基き、本件犯行当時の前後を通じ（Bの退去に係りなく）占有を継続しでいたものであるから、（一）原判示第一の所為は賃借権者として当然許容されることであり、また同判示第二の所為は占有侵奪に該らない。（二）、かりに共同占有者Bが本件店舗をAに明渡した事実があつたとしても、被告人は右賃借権による占有の継続を確信していたものであるから、同判示第一、第二の所為については、いずれも故意を欠如し、あるいは後者につき不法領得の意思を欠いていたことになり、いずれにしても無罪である、というにある。

そこで検討するに、本件記録および原裁判所で取り調べた証拠によれば、（一）本件店舗はCの所有物であつたところ、昭和四〇年四月二七日Dがこれを期間の定めなく、賃料月額五、〇〇〇円で賃借し、その後同年六月八日被告人が代表者代表取締役である有限会社E不動産（いわゆる個人会社）がCの同意を得てこの賃借権を譲受け、爾来被告人は同店舗でバナナやちり紙等の販売をしていたが、同年一二月下旬本件店舗の隣で履物販売をしていたBから同店舗の賃借方の申込みを受けらるに及んで、これを一応拒絶したうえ新たに同人との間に原判示のとおり約定をなしして本件店舗で同人と共同で履物販売業をはじめ、以後同人と共同でこれを占有していたこと。（二）、この店舗には、右賃借権設定前の昭和三九年二月一三日、既にF商事株式会社に抵当権が設定されており、これは同四〇年六月二六日抵当権の實行に着手され、同四一年二月七日Aが競落許可決定を経て同年三月四日所有権取得登記をなしたこと。（三）、そこでAは、本件店舗をBが前記のように使用しているのを見て、同人を相手に明渡請求の訴を起し、同年一月一六日勝訴したのことで、Bもわずらわしくなつて判決の確定をまつまでもなく本件店舗における右営業を廃止することに定め、被告人と協議したところ被告人もこれに応じ、Bが被告人の商品を引きとつて清算することになつた。その後Bは商品引揚げを同月二六日と定めてこれを被告人に通知し、同日本件店舗から被告人の商品を運び出してこれを空にしたのであるが、このときBとしては本件店舗をめぐる紛争からのがれたい一心でその占有を積極的に被告人ないしはAのどちらにも譲渡する意思はなく、これを放棄する意思であり、従つて、本件店舗のシャッタードアの内外錠の鍵を壁に掛けたままにしておいたのであるが、これを右荷物引揚完了後間もなく同店舗を訪れたAが勝手に使用して右ドアに施錠して戸締りを完了し、もつて本件店舗の占有を取得したこと（四）、右のようにAが占有を取得したときから四日後に、被告人は前記賃借権およびこれに基く占有を確保するため本件各公訴事実の如く、シャッタードアの内外錠を損壊してその取り替えをなし、同日自動車の格納をしたうえ新たに施錠して戸締りし、もつて本件店舗の占有を取得し、更に二日程してシャッタードアにE不動産と白ペンキで表示して自己の占有を公示したこと等の事実が認められる。

そこで、右認定事実を前提にして考察するに、
まず、後叙のように被告人は原判示各所為のとき本件店舗につきAに対抗しうる賃借権を有していたのであるが、その故に、所論のように判示第一の所為が当然許容されるものとはいえない。ついで後叙のように被告人の原判示第一の所為および同第二の自動車の格納行為は、被告人が本件店舗の占有をAによつて、侵奪されこれを奪回する以前にすなわち被侵奪中に為されたものであり、しかも被告人がこれに反して占有が継続していると確信していたと認め難い以上、如何に右賃借権を被告人が有しておつたとしても、右第一の所為をもつて所論のように器物損壊罪の故意を欠如するものとか、同第二の所為をもつて不動産侵奪罪の侵奪行為に該せぬとか或は、同罪の故意ならびに不法領得の意思を欠如するものとは、到底認めることができない。

しかしながら、更に職権で按ずるに、被告人は前記履物販売業を經營していた当時、Bと本件店舗の共同占有者であつたことは明らかであるから、他の共同占有者

一二月二日頃、右店舗のシャッタードアにE不動産事務所と白ペンキで表示し、同シャッタードアに自己が新しく取付けさせた内外錠を施錠し、もつてA所有の右店舗の階下部分（床面積一〇・五七平米）を侵奪したものである。」

というにあるが、前叙説示のとおり本件各公訴事実については犯罪の証明がないことに帰するから、刑事訴訟法三三六条により無罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 岡林次郎 裁判官 緒方誠哉 裁判官 池田良兼）